

一般社団法人三鷹市サッカー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三鷹市サッカー協会と称し、英文では Mitaka Football Association (略称：MFA 又は Mitaka FA) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都三鷹市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三鷹市のサッカー界を統括し代表する団体として、三鷹市においてサッカーの普及と発展、競技力の向上に関する事業を行い、三鷹市民の豊かなスポーツ文化の振興及び心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の非営利事業を行う。

- (1) 各種サッカーに係わる競技会の開催及び運営
- (2) 各種サッカーに係わる指導及び普及活動
- (3) 三鷹市を代表するチームの役員及び選手の選定並びに派遣
- (4) 各種サッカーの試合又は競技会の運営受託
- (5) 各種サッカー競技場を含むスポーツ施設の整備促進及び管理運営
- (6) 各種サッカー選手、加盟チーム、指導者及び審判員の登録
- (7) 各種サッカーの指導者、審判員の養成及び育成並びに派遣
- (8) 本法人と他の地域のサッカー団体及び他競技団体との交流並びに親睦
- (9) 三鷹市内における各種サッカー活動に携わる個人及び団体への支援と連携
- (10) [HS1][洋川2]その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び法人並びに団体に
- 2 前項の会員のうち正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般社団法人法[HS3][洋川4]）と言う。）上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

- 第7条 この法人の事業活動において生ずる費用に充てるため、正会員になったとき及び毎年、正会員は、社員総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。
- 2 前項にかかわらず、正会員のうち理事会の選定した会員は、入会金もしくは会費の支払いを免除することができる。[HS5][洋川6]
 - 3 賛助会員は、この法人の事業活動において生ずる費用に充てるため、賛助会員として社員総会において別に定める額の賛助会費を支払う義務を負う。
 - 4 既納の入会金及び会費、賛助会費は原則としてこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が定める退会届を会長に提出し、会長の承認を得ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出し、会長の承認を得たとき
- (2) 当該会員が死亡、又は会員である法人、団体が消滅したとき
- (3) 会費及び賛助会費の納入が納入期限日より3箇月以上なされなかったとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は社員をもって構成する

(社員総会の権限)

第12条 社員総会は次の事項について決議する

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算並びにその変更
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員の職務及び報酬の額
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び合併
- (8) 社員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第45条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

2 臨時社員総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 社員総数の5分の1以上から理事会に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示し招集の請求があったとき
- (3) 監事が第23条第2項第5号の規定に基づいて招集するとき

(社員総会の招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合又は前条第2項第3号の場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定により請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときには、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第15条 社員総会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき、また事故があるときは、業務執行理事のうちから理事会が指名した役員が総会の議長を務める。

(社員総会の定足数)

第16条 社員総会は、社員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(社員総会の決議)

第17条 社員総会における決議事項は、第14条第3項の規定のよってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次[洋川7]の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(社員総会での表決権等)

第18条 各社員の表決権は社員1名につき1個とする。

- 2 やむを得ない理由により社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、前2条及び次条第1項の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

(社員総会の議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、10年間備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、1名を事務局長とし、必要に応じて副会長、副理事長、専務理事及び常務理事を若干名置くことができる。
- 3 前項の会長を一般法人法上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち10名以内を業務執行理事[HS8][洋川9]とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族、その他法令で定める特殊の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 次のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (3) 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - (イ) 刑法第204条 [傷害]、第206条 [現場助勢]、第208条 [暴行]、第208条の2 [凶器準備集合および結集]、第222条 [脅迫]、第247条 [背任] の罪を犯した場合

- (ウ) 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- (4) 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの（※）

※ 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- 5 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 理事に意見を述べ、又は理事会の開催を請求すること
 - (4) 前2項の規定により監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること
 - (5) 前項の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること
 - (6) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員任期及び定年)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了するときまでとする。
 - 5 理事又は監事については、再任を妨げない。
 - 6 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 7 会長、副会長、専務理事及び監事は、その就任時に満75歳未満でなければならない。副理事長、常務理事及び理事は、その就任時に満70歳未満でなければならない。

(役員欠員補充)

- 第25条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

- 第26条 役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、決議の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員は、その職務を執行するために要した費用の弁償を受けることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

(責任の免除又は限定)

第28条 この法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、役員等（業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る）との間で、前項の賠償責任について、一般法人法第115の規定により、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会長・顧問)

第29条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じる。
- 4 名誉会長及び顧問の任期は、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第30条 この法人に理事会を置く

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会で決議した事項の執行に関する事項
- (3) 理事の職務の執行監督
- (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事並びに業務執行理事の選定及び解職
- (5) その他社員総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) **理事長**が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項及び招集の理由を示し招集の請求があったとき
- (3) 社員総数の5分の1以上から理事会に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示し招集の請求があったとき
- (4) 監事が第23条第2項第3号の規定に基づいて招集するとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、**理事長**が招集する。

- 2 **理事長**が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 **理事長**は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときには、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、**理事長**とする。

- 2 **理事長**が欠けたとき、また事故があったときは、業務執行理事のうちから理事会が指名した役員が理事会の議長を務める。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(理事会の決議)

- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業にともなう収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更生)

第42条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の決議を経て、規定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告および決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする
- (1) 監査報告
 - (2) 役員の名簿
 - (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 定款及び社員名簿を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び社員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員[洋川10]の議決権の3分の2以上にあたる多数の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第50条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第51条 事務局長及び職員の任免は、理事会の決議を経て会長が行う。

(組織及び運営)

第52条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 付 則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立日から施行する。
- 2 この法人の最初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、この法人成立の日から令和6年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立時の社員の氏名又は住所は、次のとおりである。
住所 東京都三鷹市中原二丁目23番5号
氏名 壹岐俊一

住所 東京都三鷹市新川二丁目13番12号
氏名 久保田康嗣

住所 東京都三鷹市中原三丁目9番9号
氏名 杉本春喜
- 4 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりである。
設立時理事 壹岐俊一
設立時理事 久保田康嗣
設立時理事 杉本春喜
設立時監事 笠野めぐみ
- 5 この法人の設立時代表理事（会長）は次のとおりとする。
住所 東京都三鷹市中原二丁目23番5号
氏名 壹岐俊一
- 6 この法人の設立当初の役員任期は、第24条の規定にかかわらず、この法人の成立日から令和6年3月31日までとする
- 7 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定め

るところによる。

改定履歴

日付	改定箇所	担当者
令和5年12月19日	新規制定	設立時理事 杉本春喜
令和7年5月31日	第15条 社員総会の議長 第20条 役員の設置 第24条 役員の任期と定年 第32条 理事会の開催 第33条 理事会の招集 第34条 理事会の議長	副理事長 杉本春喜